「簡易な施工計画」作成の注意点

　総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により，徳島県電子入札システムでは，平成２９年７月１日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため，総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式２）の標準様式をワードファイルに変更しています。

　平成２９年７月１日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は，ＰＤＦ形式に変換して申請してください。

　なお，簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も，なるべくＰＤＦ形式にて提出するようにしてください。

共同企業体名：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ：街路工事

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「施工上配慮すべき事項」の適切性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| この工事は，中央径間が安宅交差点を跨ぎ，側径間が本線接続ランプと現道に近接し，周辺には　　店舗や集合住宅，学校もある，終日，交通が絶えることのない区域での施工となる。  　このことから，主桁の組立や架設は，通常の作業時間帯に加えて，早朝や夜間作業を行うことが　　考えられ，施工に際しては通行者の安全確保や周辺住民の生活環境への配慮が特に必要となる。  　また，ランプや現道に挟まれた狭隘区域での施工となることから，主桁の地組や架設時においては，特段の事故防止対策が求められる。  　さらに，この工事の施工においては，県民の建設産業への関心を深めるための取組（例：実際の　　施工現場を活用した作業体験等）を実施することとしており，そのためには，取組の提案や提案を実施する際の関係機関との事前調整，安全確保等が求められる。  　これらのことを踏まえ，次の全ての項目について具体的に記述すること。  ①　ランプ及び現道交通（自動車，自転車，歩行者等）の安全確保のための配慮事項  ②　早朝・夜間作業時における周辺住民への配慮事項  ③　狭隘区域での主桁の地組や架設時における事故防止対策  ④　建設産業への関心を深める取組と実施に当たっての事前調整等  **※④の有効な取組については，その費用を変更契約の対象とする（入札額には含めないこと。）。**  **※④の申請について，受注後，関係機関等との事前調整の結果，実施ができないと判断できる場合は，受注者は「同等又は同等以上」の履行義務を負わない。** |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

共同企業体名：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ：街路工事

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「施工上配慮すべき事項」の適切性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| 1. ランプ及び現道交通（自動車，自転車，歩行者等）の安全確保のための配慮事項   ②　早朝・夜間作業時における周辺住民への配慮事項  ③　狭隘区域での主桁の地組や架設時における事故防止対策  ④　建設産業への関心を深める取組と実施に当たっての事前調整等 |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

共同企業体名：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ：街路工事

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「施工上の課題への対応」の的確性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| この工事は，３径間連続鋼開断面箱桁橋上部工事であり，工場製作した桁，合成床版を現場で　　　組立・架設するものである。  　現場施工に際しては，安宅交差点をはじめ，北側の本線接続ランプや側道，南側の現道交通を　　　規制することとなるが，度重なる規制や通行止めは，周辺環境に多大な影響を与えることから，　　　可能な限り最小限にとどめることが求められる。  　特に，夜間作業を行う場合には，規制中の限られた時間内で地組や架設を完了する必要があり，　　施工方法の工夫や，より確実な精度管理が求められる。  　また，本橋は開断面箱桁橋であり，合成床版の完成により箱形断面が形成され，所要の性能を　　　発揮する構造のため，温度変化や荷重の影響等を考慮した上で，床版の品質を確保することが　　　課題となる。  　これらのことを踏まえ，次の全ての項目について具体的に記述すること。   1. Ｐ１３～Ｐ１４径間施工時における通行規制を最小限にするための方策 2. Ｐ１５～Ｐ１６径間施工時における通行規制を最小限にするための方策 3. 桁の現場継手施工時における施工精度向上のための方策 4. 合成床版施工時における品質確保のための方策 |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

共同企業体名：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ：街路工事

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「施工上の課題への対応」の的確性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| 1. Ｐ１３～Ｐ１４径間施工時における通行規制を最小限にするための方策 2. Ｐ１５～Ｐ１６径間施工時における通行規制を最小限にするための方策 3. 桁の現場継手施工時における施工精度向上のための方策 4. 合成床版施工時における品質確保のための方策 |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

＜記述上の留意点＞

共同企業体名：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ： ○○○○○工事　　←※工事名が間違っていないか確認を！

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「施工上配慮すべき事項」の適切性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| ○○ということ（工事特性）に鑑み，○○する観点から，次の事項について記述すること。  　①　○○・・・  　②　△△・・・  　③ ■■・・・  　④ ××・・・  ※①の項目についての記述に対して，②の項目で評価することはないので，  　　テーマに沿った記述になっているのか，再確認を！  特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る（補足：工程表）を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の文字の大きさの規格は10.5ﾎﾟｲﾝﾄ以上とする。  　なお，「記述枠」の規格値は縦21.0cm，横17.0cm以内とし，55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし，アンダーラインを使用して記述した箇所については，評価の対象としないので注意すること。  　また，執行機関での印刷結果において，以下の項目に一つでも該当する場合は，「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。  ① 文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合  ②「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から５mmを超えて大きい場合  ③「記述枠」内に56行以上の記述がある場合  ④ Ａ４版でない場合  ⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合  注１：手書きの場合も同様とする。  注２：文字のうち，写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題，図表等と一体とみなすことができる名称等，また，英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。  注３：「記述枠」内に県が記載している文章については，テーマ番号以外は削除しても良いが，記載が残っている場合は，行数に含める。  注４：空白行は，行数に含めない。  注５：写真・図は行数に含めないが，表中の行は行数に含める。  ＜記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限＞ |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。